

生衛 やまがた

第220号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター
〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号
☎(023)623-4323 <http://www.seiei.or.jp/yamagata/>



就任のごあいさつ

山形県防災くらし安心部長 奥山 賢

生活衛生関係営業に携わる皆様方におかれましては、日頃から本県の実生活衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年からの猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症により、県民の生活と密接な関係にある皆様の業界におかれましては、様々な影響が及んでいることと拝察いたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、生活衛生関係営業を取り巻く環境も、新しい生活様式の浸透に伴う消費者ニーズの多様化や接触を伴わない営業手法への転換を求められるなど、安全・安心に対する県民の関心は一層高まっております。

このような中で、公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合におかれましては、営業者に対する経営相談等への対応、後継者や若手経営者育成の推進、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底など、業界の発展や衛生水準の確保・向上に積極的に取り組んでいただいていることにつきまして、心より敬意を表します。

全国的な動きとしては、東京などに発令された緊急事態宣言が3月下旬に解除されましたが、感染の再拡大を防止するため、4月上旬からは対象自治体に対し、まん延防止等重点措置が適用されました。

一方、山形県内においては、3月中旬から感染者数が増加しはじめ、特に村山地域において医療提供体制のひっ迫がみられたことから、新規感染者が急増した山形市及び寒河江市と県が共同で独自の「緊急事態宣言」を発出しました。

県としては、県民の皆様には、基本的な感染防止対策を徹底することや、不要不急の外出自粛、感染が多い地域との往来を可能な限り控えていただくことなどをお願いするとともに、対象区域内の飲食店の皆様には営業時間の短縮をお願いしたところです。県民一丸となって、この未曾有の難局を乗り越えたいと思っておりますので、皆様には特段の御理解と御協力をお願いいたします。

県では今後とも、公益財団法人山形県生活衛生営業指導センターが実施する事業や各生活衛生同業組合の講習会への支援、保健所職員による衛生指導などにより、皆様方と連携を密にしながら、生活衛生業界の活性化と消費者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

生活衛生関係営業は、私たちの日々の安全を支え、その発展は、豊かな県民生活につながることであります。皆様方の御健勝と御繁栄を祈念申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

令和3年度山形県営業衛生体制

【食品安全衛生課】

参事(兼)食品安全衛生課長	須藤 正英
課長補佐(総括)	佐藤 アキ
課長補佐(食品衛生・営業衛生担当)	大貫 典子
営業衛生主査	伊藤 宏美
主査	後藤 崇史

【村山保健所】

営業衛生専門員	萬年美穂子
主査	二瓶 麻衣
主任主査	斎野 浩

【最上保健所】

生活衛生室長	本間 弘樹
生活衛生主査	浅黄 里恵
主事	大場あゆみ

【置賜保健所】

主査	鈴木千賀子
主査	逸見 祐樹

【庄内保健所】

主任薬剤師	加藤 周子
技師	西村 太一

【山形市保健所】

係長	吉野 純一
主幹	板坂久美子
主幹	奥山 早苗
薬剤師	鎌上 華子
薬剤師	白田 裕也



就任のご挨拶

日本政策金融公庫 米沢支店 国民生活事業統轄 堀井 伸 一

生活衛生関係営業に携わる皆様には日ごろから格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

昨年9月に米沢支店の事業統轄として着任しました堀井でございます。「生衛やまがた」の紙面をお借りして、簡単に自己紹介させていただきます。生まれは札幌で大学までを北海道で過ごした道産子です。平成元年の札幌北支店の勤務を振り出しに計11回の転勤を経て、今回前任地の池袋支店からまいりました。実は山形県で仕事をするのは今回はじめてになります。歴史から温泉、お米、お蕎麦、ラーメン、フルーツなどの食べ物から地酒まで、既に山形県にすっかり魅了されております。また、山形県の皆様は、大変人情に厚く、あたたかい人柄の方ばかりで、お店の帰りにかけていただく「おしょうしな〜」の挨拶にただただ癒されております。着任からまだ日が浅く皆様とご一緒できる機会は少ないのですが、一日も早く地域の一員として認めていただけるよう、ご指導をいただきながら日々精進してまいる所存ですので、どうかよろしく願いいたします。

さて、昨年年初から世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、いまだ収まりをみせておらず、生活衛生関係営業者の皆様は経営の舵取りに大変なご苦勞の毎日かと思えます。

公庫といたしましても、新型コロナウイルス感染症特別貸付をはじめとする各種融資制度を準備しまして、山形県内三支店が一丸となり、金融面からのご支援に全力で取り組みさせていただいております。また、コロナ禍での経営課題の解決のお役にたてるよう、工夫事例の紹介やオンラインセミナーの開催などを通じて、コンサルティング機能の充実も図っていきます。

最後になりましたが、山形県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合のますますの発展と組合員の皆様のご商売の経営の安定と維持発展を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。



新任のご挨拶

日本政策金融公庫 酒田支店 支店長兼国民生活事業統轄 栗田 憲 二

生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、平素より公庫業務にご理解とご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。本年1月に酒田支店長兼国民生活事業統轄として着任いたしました栗田と申します。微力ではございますが、生活衛生関係営業の発展に少しでも貢献できるよう精一杯努めてまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨年来続いているコロナ禍ではありますが、医療従事者の方々へのワクチン接種が始まり、オリンピックの記事が新聞を賑わせ始めたことなどから、社会・経済がようやく回復に向けて動き始めつつあると感じられるようになってきたのではないのでしょうか。

このような情勢のもと、まもなく訪れるであろう「アフターコロナの世界」に向けて、既に相応の対策を実施済の方や、どう対処していくべきなのか悩んでいる最中の方など、状況は様々かと思われます。しかしながら、時代に合わせて変化・変革を求められたとしても、地域社会あるいは地域経済において、生活衛生関係営業はなくてはならない重要な役割を果たしており、それはアフターコロナの世界においても何ら変わらないはずで。私ども公庫におきましても、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の融資制度により資金繰りをバックアップすることで、事業の継続、あるいはウィズコロナを見据えた業態転換や事業承継など、皆さまの状況に応じた支援に引続き取り組んでまいります。

さて、当公庫酒田支店では庄内地域を担当しておりますが、着任してとても感動したのは、すぐ身近に酒田港と最上川、そして北には鳥海山、南には月山を臨むことができ、夕方には白鳥が列をなして飛んでいくという、まさに“風光明媚”を絵に描いたような土地柄だということです。

もちろん、お米・お魚・日本酒、温泉・ハイキング・釣りなど、枚挙に暇がないほど魅力満載の地であることは言うまでもありません。加えて、地域の方々がとても優しく親切に接して下さるので、言葉には尽くせないほど感謝感激しております。

山形で暮らし、山形で働くことができる喜びを味わいながら、地域経済が一日も早く回復するよう、日々の業務に邁進していく所存です。未熟者ではございますが、どうか皆さまのご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

県からのお知らせ 令和3年6月から食品営業許可制度が変わります！

食品衛生法の改正により、営業許可業種が見直されたほか、営業届出制度が新設されます。

営業許可業種はどんなふうになるの？

○新たな許可業種が新設されました

- (例)・水産製品製造業（干物やイクラしょうゆ漬け等魚介類やその卵を主原料とする食品の製造）
- ・漬物製造業（漬物や漬物を主原料とする食品の製造）
- ・密封包装食品製造業（缶詰やレトルト食品など、密封包装食品で常温保存可能なものの製造）

○許可業種が統合されました

- (例)・「喫茶店営業」は「飲食店営業」に統合（飲食店営業のなかの「簡易な営業」となります。）
- ・「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」は「みそ又はしょうゆ製造業」に統合

○許可業種から届出業種になる業種があります

- (例)・「乳類販売業」・「氷雪販売業」
- ・「魚介類販売業」と「食肉販売業」のうち、包装されたもののみを販売



今までの営業許可はどうなるの？

現在お持ちの営業許可の有効期限までは、今までのとおり営業できます。許可更新の際、新たな制度の下で全員「新規申請」として取り扱うこととなります。

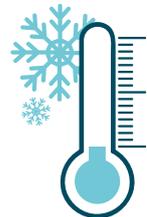
許可業種から届出業種に変わる方は、届出をしたものと見なされますので、新たに届出をする必要はありません。

施設基準は今までと同じ？

全国統一的な基準が示され、施設基準が変更となりました。許可更新を迎える際に新たな施設基準に適合していることが必要です。

○主な変更点

- ・手洗い設備の水栓は、手指で操作しない構造にする（レバー式、足踏み式、自動給水装置等）
- ・冷凍庫にも温度計を備える
- ・清掃作業内容を掲示できる設備を設置



届出制度とは？

食品の営業許可業種にあたらぬ食品事業者のほとんどは届出が必要になります。

※許可事業者でも、届出に該当する営業を行っている場合は届出も必要です。

- (例)・野菜果物販売業 ・米穀類販売業 ・弁当販売業
- ・農産保存食品製造加工業（塩蔵、水煮、カット野菜等）
- ・海藻加工業 ・魚介類行商 ・1回20食以上の集団給食（委託の場合は要許可）

届出には更新制度はありません。また、届出事業者には、食品衛生責任者の設置やHACCPに沿った衛生管理が求められます。

どこに届けばいいの？

オンラインで届出ます。

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」に基本情報登録（アカウント作成）を行い、届出の入力を行ってください（厚生労働省「食品」のホームページ内）。※PCでの登録を推奨します。

厚生労働省 食品衛生申請等システム 検索



スマホの方は
PC版サイトで
閲覧！

なお、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」では、改正法に基づく営業許可・届出事業所の名称等が公表されます。

HACCPに沿った衛生管理体制は整ってますか？

令和3年6月1日から、いよいよHACCPに沿った衛生管理が完全施行となります。

衛生管理計画や記録用紙の準備は万端ですか？

まだの方は今すぐ「業界団体作成の業種別手引書」をチェック！

（厚生労働省のホームページで公開されています）



ご不明な点は管轄の保健所（山形市内の営業者は山形市保健所）へお問い合わせください。

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用 いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 （1）過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 （2）令和元年12月の売上高 （3）令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金（注3）	
融資限度額	8,000万円（別枠）	
利率（年）（注1、2）	【6,000万円以内（注4）】当初3年間：0.36%、4年目以降：1.26% 【6,000万円超】1.26%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内） 【運転資金】15年以内（うち据置期間5年以内）	
お申込に 必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合には不要です。）

○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）

ご利用 いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方	
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	1,000万円（別枠）	
利率（年）（注1）	当初3年間：0.31%（別枠の1,000万円以内）（注5）、4年目以降：1.21%	
ご返済期間	【設備資金】10年以内（うち据置期間4年以内） 【運転資金】7年以内（うち据置期間3年以内）	

（注1）令和3年3月1日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。

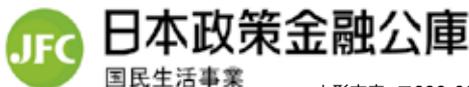
（注2）ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

（注3）本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱となります。

（注4）一部の対象者については、当初3年間（6,000万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

（注5）当初3年間（別枠1,000万円以内）に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間（6,000万円以内）に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間（1,000万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



山形支店 〒990-0042 山形市七日町3-1-9（山形商工会議所会館） Tel 023-642-1331
酒田支店 〒998-0036 酒田市船場町1-1-2 Tel 0234-22-3120
米沢支店 〒992-0045 米沢市中央4-1-30（米沢商工会議所会館） Tel 0238-21-5711